

答申第23号  
(諮問第28号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用試験の選考基準等」(以下「本件対象公文書」という。)の一部公開決定について、「H15年度 判定基準 小学校・中学校・養護教諭」および「教員採用試験の選考基準(県立学校)H15教採用」(以下「本件審査請求対象公文書」という。)を非公開としたことは妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成14年11月5日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

同年11月20日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別紙のとおり公文書を特定し、条例第6条第6号に該当する情報が含まれていること、および一部の文書については不存在であることを理由として、一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

同年12月27日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分のうち本件審査請求対象公文書を非公開とした部分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分において、本件審査請求対象公文書について、非公開とした部分の取り消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書お

よび意見陳述において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 様々な教育問題が社会問題化する中で、住民の付託にこたえる教員であるかどうかは住民の強い関心事である。中でも、教員の採用はどのような選考基準により、どのような人が教員として採用されているのか、関心は高まっている。

実施機関が教員を選考して採用する業務は、国民・市民から信託を受けた作業であり、こうした意味からも、その手続や内容は原則として公開されるべきである。

- (2) 諮問実施機関は、求める教員像によりどのような資質等を求めているかは明らかにしていると主張するが、こういった普遍的・抽象的な指標は基準とは呼ばない。県民の立場としては、多くの受験者の中から、こういった視点でこれらの教員像を持ち合わせていると判断したのか、その過程が問題となる。

- (3) 諮問実施機関は、公開すると選考基準のあり方を巡って様々な論議を生んだり、混乱が生じることが予想され、選考試験そのものの社会的評価の安定性や県民の選考試験に対する信頼を損なうおそれがあると主張しているが、選考基準の公開は、まさしく様々な議論を通して採用選考そのものを県民とともによりよいものにしていくことが目的である。

選考試験そのものの社会的評価の安定性が損なわれるのは、実施機関がその責務を果たすことなく、県民に説明することのできない教員採用選考を行っているためである。このことを危惧するのであれば、積極的に情報を公開し、こうした危惧を払拭する努力が求められる。

- (4) 諮問実施機関は、公開すると受験技術が先行した者が有利になり、優れた人材確保が困難になるおそれがあると主張しているが、香川県情報公開審査会の答申（平成14年3月26日付け答申第168号）では同様の理由は説得性に欠ける非公開理由として位置付けされており、不適切なものである。

- (5) 評価基準を公開することにより、どのような資質や知識・教養が求められるのかが明らかになり、単に受験技術に走ることなく、幅広い知識や教養を自分のものにするための研鑽が求められるようになる。

また、現在でも不完全ながら、復元問題や受験産業による「傾向と対策」などが市販されており、公開したからといって、実施機関の選考事業の円滑な実施を妨げるとは考えられない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 公立学校教員採用選考試験（以下「選考試験」という。）は、第一次選考として、筆記試験（「一般・教職教養」、「専門教科・科目」、「小論文」、および「適性検査」）と集団面接（討論を含む。）を、第二次選考として全員に個人面接と「指導実技」を、また、校種・教科・科目によっては、「音楽実技」、「特別活動にかかわる実技」、「水泳実技」、「教科科目に関する実技」を実施し、受験者の資質、能力、適性等を多面的、総合的に判断して教員として優れた人材の確保を行うことを目的として実施している。
- (2) 本県では、多様な教育問題に対処し、教育効果を一層高めるため、創意と意欲に満ちた優秀な人材の確保に努めており、公立学校教員の採用にあたっては、選考試験の実施要項に求める教員像を明示しており、選考基準等の公開によらなくともどのような資質等を求めているかは明らかにしている。
- (3) 選考試験の実施にあたっては、実施体制や期間的な制約のある中で、様々な試験項目を設定し、適切な人材が確保できるように努めている。そうした中で、それぞれの試験項目の配点比重が判断できる資料である本件対象公文書を公にすると、受験者が配点の高い試験項目の受験対策に多くの時間を費やすなど、受験技術のみに拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が合格者として多く占めることとなるおそれがある。
- (4) 各試験項目の配点比重が判明することにより、比重の低い試験科目を受験者が軽視することが予想され、結果的に総合能力に優れた教員の採用が困難になるおそれがあり、真に教員としてふさわしい人材を的確に選別するという選考試験の本来の目的を阻害することとなる。
- (5) 試験項目には、裁量的要素が入り込む余地のない筆記試験や、試験の

特性上、評価者の裁量的要素の高い面接や実技等がある。こうした様々な要素を持つ試験項目についての選考基準等を公にすると、評価の客観的なものと裁量的なものとのウェイトの有り様などを巡って様々な論議を生んだり、その当否を巡って混乱が生じることが予想され、選考試験そのものの社会的評価の安定性や県民の選考試験に対する信頼を損なうおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

#### (2) 本件審査請求対象公文書について

本件審査請求対象公文書は、実施機関が平成15年度採用予定の公立学校教員を選考する選考試験の業務を遂行する上で作成し、保有している公文書であり、校種・教科・科目といった受験区分ごとのそれぞれの試験項目に対する配点の比重および選考基準が記載されている。

#### (3) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

そして、「次に掲げるおそれ」として同号では、典型的なおそれを例示しており、「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」（同号ア）を規定している。

以下、本件審査請求対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

諮問実施機関は、本件審査請求対象公文書を公開すると、受験者が受験技術に拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が合格者として多くを占めることとなるおそれがあり、選考試験の本来の目的を著しく阻害し、さらには、評価の客観的なものと裁量的なものとのウェイトの有り様などを巡って様々な論議を生んだり、その当否を巡って混乱が生じることが予想されると主張する。

そこで、まず、の主張について検討を加えると、試験である以上、教員採用試験も例外でなく、実際、受験者は何らかの受験対策を講じてきていると思われるため、受験技術というものの存在は否定できないと考える。

そういった中で、本件審査請求対象公文書を公開すれば、各試験項目の配点比重が把握できることから、受験対策として配点比重の高い試験項目に重点を置くことにより、結果として高得点を得ることが可能となると認められる。

選考試験は、幅広い資質、能力、適性等を有する、真に教員としてふさわしい人材を的確に選別するために実施されるものであるが、本件審査請求対象公文書を公開すれば、配点比重の低い試験項目が軽視されるおそれは拭いきれず、結果として総合能力に優れた人物の採用が難しくなるおそれがあり、真に教員としてふさわしい人材の確保が困難になるとと思われる。

よって、諮問実施機関のの主張についてその当否を論じるまでもなく、本件審査請求対象公文書に記載されている情報は、本号に該当するものと判断する。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成15 . 2 . 7	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
3 . 1 7 (第105回審査会)	・ 諮問案件について、事務局から説明を受けた。
4 . 1 4	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
5 . 2 (第106回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
5 . 1 6	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
6 . 1 9 (第107回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
7 . 2 4 (第108回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
9 . 3 (第109回審査会)	・ 審査請求人等から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。
10 . 2 (第110回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
11 . 6 (第111回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成16 . 1 . 29 (第112回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
2 . 1 6 (第113回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
3 . 1 1 (第114回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

別紙

「平成15年度（2003年度）滋賀県公立学校教員採用試験の選考基準等」

本件公開請求の内容	本件対象公文書	実施機関の 決定区分
<p>選考の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種試験内容（筆記試験（小論文、適性検査を含む。）面接、願書の記載事項）の（数値）評価バランス表に類するもの（配点比重が判分できる資料）</li> <li>・合否基準を示す文書</li> </ul>	<p>H15年度 判定基準 小学校・中学校・養護教諭</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>教員採用試験の選考基準 （県立学校）H15教採用</p>	<p>非公開</p>
<p>合否までの手続きを示す文書</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p>非公開 (不存在)</p>
<p>採用結果通知書の表記（選考区分ごとの）</p>	<p>平成15年度滋賀県公立学校 教員採用試験（第二次選考）の結果通知について</p>	<p>公開</p>